

第4回由良川減災対策協議会 議事概要

日時：平成 30 年 4 月 20 日（金）14:00～15:00

場所：福知山市消防防災センター 2 階研修室

【出席者（順不同）】

京都府 藤森建設交通部長事務代理

気象庁 瀧京都地方気象台長

近畿地方整備局 久内福知山河川国道事務所長

（以下、代理出席）

福知山市 伊東副市長（大橋市長代理）

舞鶴市 堤副市長（多々見市長代理）

綾部市 山崎副市長（山崎市長代理）

宮津市 上田副市長（井上市長代理）

【マスコミ】

毎日新聞、京都新聞、両丹日日新聞、経済新聞

議事 1：幹事会の報告（資料 1）

- ・質疑応答なし

議事 2：由良川の取組方針の進捗確認（資料 2 及び資料 3）

<福知山市>

- ・平成 25 年、26 年の水害を踏まえて、ハード・ソフト両面の取り組みについて平成 31 年までに一定の整備を進める。
- ・ハザードマップの作成については、1/100 年のハザードマップは既に作成したが、1/1000 年のハザードマップについても京都府と整合して作成し、今後地元等に周知していきたい。
- ・自主防災組織がかなり増えてきており、8 割近くの自治会の中で自主防災組織が設置されている。自主防災組織が設置されていないところは、集落のため人の数が少ない、高齢化が激しい等の理由が考えられるが、できるだけ早くすべての自治会で自主防災組織が設置されるように取り組んでいきたい。

<舞鶴市>

- ・国によって示された浸水想定区域図を踏まえて、1/1000 確率規模のハザードマップを作成したところである。来月、由良川流域において本市でも住民避難訓練を実施予定であるが、訓練等を通じて、あるいは毎年各地元で開催している説明会等を通じて想定最大規模降雨時の浸水想定についての周知を図り、地域住民の防災意識の向上に努めていき

たい。

- ・ハード対策については、現在、国で「由良川緊急治水対策」を実施していただいているが、これからもそのお手伝いをしていきたいと考えている。

<綾部市>

- ・平成 29 年度の取り組みとしては、前回は報告したが、綾部市域のコミュニティ「FM いかる」の可聴区域の拡大を図り、市全体の可聴世帯を 10,400 世帯（74%）から 13,000 世帯（88%）に拡大した。特に、原発事故の際に避難道路となる府道 1 号線では、車載ラジオでも聞くことができる固定局と中継局との間をデジタル無線回路で接続し、災害時の断線による放送停止の心配がなくなった。これは、全国のコミュニティ放送局で初めての取り組みであり、災害避難に関する情報収集手段の選択肢が広がった。
- ・防災関係機関の連携では、今年 3 月に「由良川綾部タイムライン」を作成し、国土交通省をはじめ、21 の防災機関が参画して、災害情報や各機関の活動内容を見える化することによって先を見越した早めの行動に繋げる仕組みができた。タイムラインのシナリオに基づく住民参加の訓練を、9 月 2 日に綾部市で開催される京都府の防災訓練に合わせて実施する。
- ・ハザードマップの作成については、昨年度、由良川洪水災害、土砂の災害ハザードマップを作成したので、4 月の自治会連合会、あるいは自治会に配布をしていくことを考えている。
- ・避難行動のための情報発信については、平成 29 年 8 月から Yahoo! で「防災速報のアプリ」の運用を開始し、情報伝達手段の多様化を図った。
- ・消防団関係では、水防体制強化として、「綾部市消防団応援の店制度」を昨年 4 月から始め、101 店舗に応援をしていただいている。これは全国でも取り組み内容が珍しいということで、防災意識の向上にも繋がっていると感じる。
- ・資料には記載していないが、綾部市の防火防災協会を立ち上げ、企業あるいは住民を巻き込み協会への入会を勧めており、現在 104 事業所に加盟いただいている。平成 29 年台風第 21 号の際の水防活動に対する功績として、平成 29 年度に水防功労者として国土交通大臣表彰を福知山市とともに受けている。
- ・排水ポンプ車を購入し、今年の 3 月に披露した。この排水ポンプ車は、綾部市浄化センターに設置している。

<宮津市>

- ・ハード対策については、国、京都府、そして上流市において整備を進めていただいております。感謝を申し上げます。また、下流部においても整備が進むようお願い申し上げます。
- ・平成 28 年から 29 年にかけて、宮津与謝消防組合の宮津分署の耐震の建て替えに合わせて、防災拠点施設を合築させていただいた。台風 18 号、21 号のときには、この施設を使用して防災体制を組むことができた。台風 21 号では、避難勧告を出さなければならないような状況となったが、所長からホットラインで電話をいただいて、由良川上流の状況及び

今後の見通し等を教えていただき、避難勧告を出すのに大変ありがたかった。由良川沿川地域では、午前 5 時頃に最大の水位になったと思うが、3 時半頃に現地を回った時点では、住民の方は避難をされておらず、由良川は大きな氾濫はないと思い込んでおられるという状態であった。改めて防災意識を高めていく必要があるということを感じている。想定最大規模の降雨時の洪水浸水想定を活用して意識改革を進めていきたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

- ・要支援者の避難行動については、昨年度、市の福祉部局、防災部局と民生児童委員、社会福祉協議会、宮津警察署、消防団、宮津与謝消防組合等を構成委員として検討会議を開催し、要支援者の個別計画の内容や個別計画数拡大の取り組みについて議論していただいた。対象者 1,200 名のうち、同意を得て策定済みであるのが 750 名であり、早期に残り 450 名の個別計画の策定に取り組んでいく。

<京都府>

- ・昨年度の台風 18 号、21 号では、国土交通省におかれましては、リエゾンの派遣から、TEC-FORCE、ポンプ車の派遣、そして災害査定と大変お世話になったことをまず御礼申し上げたい。气象台におかれましても、台風情報こまめに提供していただき、改めて御礼を申し上げる。また、各市におかれましても、土木事務所と連携して住民の避難、あるいは応急の措置等々大変ご協力いただき、改めて御礼を申し上げる。
- ・取組方針の実施状況について、4 点ほどご紹介したい。まず、ハード施設の事業進捗にあたっては、用地取得が進んできたところであり、計画の平成 31 年度に向けて引き続き事業を進められるよう取り組んでいる。
- ・タイムラインについては、由良川支川の府管理水位周知河川は関係 4 市に 9 河川（福知山市：牧川等 4 河川、舞鶴市：伊佐津川等 2 河川、綾部市：犀川等 2 河川、宮津市：大手川）あるが、ほぼ出来上がっており、今後訓練などを通じてブラッシュアップしていきたい。
- ・想定区域図については、一昨年に防災条例を策定し、京都府の 377 河川全てにおいて新たな浸水想定区域図を作成するよう取り組んでいる。犀川、和久川、牧川、土師川、宮川の 5 河川については、既にデータ提供しているため、5 月中旬に一般公表したいと思っている。全ての河川の浸水想定区域図を 5 年以内に作成するという目標を立てているため、順次公表していきたい。
- ・排水ポンプ車は、これまでに 2 台を配備しているが、台風 21 号では速やかに配置していただき、効果を確認することができた。9 月頃に新たに 2 台を中丹東土木事務所に配置予定である。

<气象台>

- ・新たなステージに対応した防災情報を提供するために、「警報級の可能性」及び「危険度を色分けした時系列」の提供を平成 29 年度に開始した。「警報級の可能性」においては、天気予報を 1 日 3 回（5 時、11 時、17 時）発表する際に、今後警報を出す見通しが「高

であるか「中」であるかという形で情報を提供する。また、「危険度を色分けした時系列」においては、これまでは警報・注意報を文章情報で発表していたが、時系列的に色分けして、注意期間や警報期間が一目でわかるようにしている。

- ・平成 29 年 7 月からは、浸水と洪水の「危険度分布」を新たに提供している。これは 1km メッシュの精度で発表していて、警報等の発表中にどこで危険度が高まっているかを把握してもらう際に利用できる。
- ・さらに、平成 29 年 7 月 7 日に大雨（浸水害）と洪水警報を改善した。これまでは、雨量基準で警報等を発表していたが、より災害に結びついた指数を計算し、指数基準で大雨や洪水の警報等を出すように改善している。
- ・大雨特別警報については、これまでは府県全体に対して発表していたが、地域を絞った形で発表できるよう改善した。

議事 3：取組項目の変更及び追加（資料 4）

<福知山市>

- ・内水対策については、平成 25 年、26 年に由良川の福知山地域の総合的治水対策を国、京都府、各市で作成し、対策を進めてきた。一方、由良川本川については、緊急水防災は完成し、さらに緊急治水対策を中流部で進めている。
- ・由良川の堤防整備が進むにつれて、樋門ができることで内水被害が起こるリスクが高くなってきている状況である。排水ポンプ等の準備も進めているが、本川のハイウォーターを越えると停止しなければならないこともあるため、流域貯留をするのか、本川の貯留機能を上げるのか等、全体的にどのような対策を講じていくのかが非常に重要である。
- ・排水ポンプ車については、これまでに 2 台、今年度に 1 台、合わせて 3 台を配備するが、このような緊急対応的な治水対策をどのように進めていくかということも非常に重要である。また、事務局からの資料説明中に例えば減災対策協議会のもとにワーキンググループを作るといったことがあったが、時期を得た非常に重要なことであり、ぜひとも進めたいし、我々も協力していきたい。

<舞鶴市>

- ・国や京都府に取り組んでいただき、由良川の減災対策は随分効果が出てきたことを大変嬉しく思う。特に、昨年の台風 21 号のときも、これまで受けた大規模水害と比べて、浸水家屋が極めて少なくなった、被害が低減できたということで、その効果は非常に大きかったと実感している。
- ・一方、由良川流域では輪中堤が整備されたことにより内水問題が発生し、いくつかの集落が丸 2 日ほど孤立した。これについての対応は、非常に大きな反省点として残っているため、内水対策については、国と連携を図る中で、しっかりと対応していきたい。
- ・舞鶴市では、由良川流域以外に伊佐津川流域、それから高野川、志楽川等、東市街地で大規模な床上浸水の被害が発生した。幹線国道の緊急避難道路である国道 27 号では、東

西の市街地において長時間冠水して通行止めになったこともあり、情報収集や発信のあり方について対応策が必要であると考えている。

- ・以上のことを踏まえると、ハード対策ももちろん重要であるが、簡易型の水位計も今後必要に応じて設置することで、洪水の的確な予測、避難情報の発表のタイミングに対して活用していきたいと考えている。今後、国及び京都府と連携して取り組んでいきたい。

＜綾部市＞

- ・昨年度由良川の想定最大規模降雨のハザードマップを作成して、浸水が想定される自治会等に配布をしているが、京都府管理の水位周知河川については平成 32 年度までに順次公表されると伺っているので、京都府が公表された時点で由良川も含めてハザードマップの更新等を行って、全戸配布していきたいと考えている。
- ・内水被害で非常にリスクを負っている地域であるので、内水対策について今後十分検討を進めていく。ご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げたい。

＜宮津市＞

- ・宮津市は最下流になるため、内水関係を早期に整備をしていかないと危険であるということで、平成 26 年、27 年から由良川地区の雨水排水計画を検討してきた。平成 29 年度からは、住民の意見を聞きながら見直しの作業に着手している。今後は、全てを由良川にというわけではなく、海にも流す分流型で整備をしていきたいと考えているが、国の財政的なご支援もいただきながら整備を進めていきたい。
- ・由良川沿川の方々の洪水意識があまり高くないので、ハザードマップを平成 30 年度中に完成させ、周知をすることで意識改革を図っていきたい。

＜京都府＞

- ・危機管理型の水位計設置について、京都府ではこれまで 87 河川、110 基の水位観測所に設置しているが、これは流域面積がおおよそ 10 k m²の府管理河川としては大きな流域を持っている河川を優先して設置してきたものである。これらの河川は、水位周知河川に指定して、避難指示、避難勧告にも役立てていただいているが、今回新たにもう少し流域の小さい河川も含めて危機管理型水位計を設置することになった。国からは交付金の対象にしていただき、今年度約 80 基の設置を予定しており、本日ご参集の 4 市には約 30 基の設置を予定している。これまでの水位周知河川と違って、リードタイムが取りにくいような箇所にも設置するケースがあるので、実際の運用、どのようにタイムラインに役立てていくのか等、今後ご相談をさせていただきたい。危機管理型水位計は、これまで設置してきた水位計に比べて非常にコストが安くなっており、洪水時だけ運用するため通信費用も安くなるということで、今年度予定している 80 基に限らず、有効性が認められれば設置数を増やしていきたいと考えている。

議事 4：平成 29 年度台風 21 号を受けての課題と対応（資料 5）

＜事務局：所長＞

- ・築堤の無堤部の対応については、無堤部を早く対応したいという意識もあるが、工事進捗に合わせて様々な調整があり時間がかかる場所であるので、応急仮設という扱いで土嚢を設置するという対応を取りたい。関係機関との調整を台風期までにできればと考えている。
- ・ポンプ車について補足する。国では、近畿地方整備局管内全体で 35 台を配備している。福知山河川国道事務所には 5 台配備しており、いずれも福知山市内に配備している。昨年の台風 21 号の際は、その 5 台をフル活用して対応した。大阪と調整して不足分を持ってきていただいたが、実際は道路が浸水して現地に入れない、到着したときには水が引いていたという状況であった。これらも踏まえて、当面の課題として、ポンプ車の派遣に関する情報（通行不可能な箇所に関する情報等）や、天端道路に管理用の通行止め柵がある箇所については道路管理者と調整していきながら、応急的な対策について調整していく。

以上